

高校生等奨学給付金申請のご案内

～家計急変の給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校事務室に提出してください。

■提出書類

必ず提出が必要な書類

- ①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
- ②高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1（その3-1））
- ③家計が急変したことを判断する書類（以下全てを提出する。）
 - (1) 家計が急変したことを証するもの
（離職証明書、直近の賞与明細書、家計急変前後の給与明細書3箇月分など）
 - (2) 申立書
（様式任意、家計急変の事由、今後の収入状況等を記載すること）
 - (3) 税額控除等を確認できるもの
（最新の源泉徴収票、課税証明書など）
- ④7月1日現在の世帯状況がわかる書類
（家計が急変した月が7月以降である場合は、家計が急変した月の翌月1日が基準日）
 - (1) 健康保険証の写し
（世帯区分に応じた給付額が129,700円となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、7月1日(基準日)現在で15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分(計2名分)を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
※高校生等本人以外に兄弟姉妹がない場合は、（1）及び（2）の提出は不要です。
- ⑤債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
- ⑥在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。
- ⑦オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式14）
※オンライン学習の通信費への支援（年額10,000円）の支給を受けるために必要です。

その他の提出書類

- 高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合
委任状

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに支給を行います。

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部財務課

電話092（643）3866